令和6年2月6日 第12571号

0	の	0	失	0	0	0		0				ZÌ
"	完了	開 発 許	失 効	林業	県 営 土	県営土		精神通院			Į.	đ
		可		種苗	地	地		通院				Į
		を受け		法に基	改良事	改良事	公公	医療を担	<b>【</b> 告	目		
		り た 開		座づく	業の	業計	_	担当	ч		Ì	具公公
		発 行		生産	换 地	画 の	告】	当する医	示】	次	1	
		為に		事業	処 分	縦覧		医療機				
		関する		者の登				療機関の			<b></b>	艮
		る工事		最級の				指定			5	r's
"		建		治	"	 耕		健			. 3 . 1	<b>発</b> 行
"		築指		山課	,,	地課		康推		担当	ji L	<b>岡</b> 山
		導課						康推進課		当課(	ļ	山 県
										(室)	X	7
												目
												次
												担 当 課
												課(室)
												至 )
												1

# 令和6年2月6日 岡山県公報 第12571号

◎岡山県告示第五十号

令和六年二月六日

指定した医療機関

訪問看護ステーションぶどうの家真備

倉敷市真備町箭田一一七九—六

岡 Ш 県 知 事

伊 原 木

隆

太

令和六年二月一日 指定年月日

在

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

### 第12571号 令和6年2月6日 岡山県公報

県営土地改良事業計画を定めたので、 [六七] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条第一項の規定により、

て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。 この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し、営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月六日

伊 木 隆 太

県営土地改良事業及び地区名

(ため池整備 地 湿震対策) 塩池地区)

(ため池整備 (地震対策)

塩池地区)

計画書

兀

令和六年二月六日から同月二十七日まで縦覧の期間

## 令和6年2月6日 岡山県公報 第12571号

令和六年二月六日より、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。〔六八〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定に

令和六年一月十九日人社地区

伊 原 木

太

### 令和6年2月6日 岡山県公報 第12571号

令和六年二月六日の生産事業者の登録が失効した。〔六九〕林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定により、

次

阿新一

土井

武男

地五 見市:

神郷高瀬三五八二番

苗木育成 幼苗 以外の 成

同じ 畑住所地に ま井武男苗

番 登

号 録

名 氏 名

住

所

内生産事業の

所名事 称 業 及所 地びの

又 称は

山県知事

業

原

伊 木

### 令和6年2月6日 第12571号 岡山県公報

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔七〇〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による

令和六年二月六日

総社市上林字山本二二三―二、二二三―四、二二三―五、二二八―二、二二八―開発区域又は工区に含まれる地域の名称 岡山県知事 伊原木 隆 太

五、二二八一六、二二八一七

大木 雅倫岡山市北区平田一一一―一一四プリティ許可を受けた者の住所及び氏名 マンB棟一〇三号室

 $\equiv$ 許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二十七日岡山県指令建指第二六九号

#### 令和6年2月6日 第12571号 岡山県公報

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔七一〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による

令和六年二月六日

岡山県知事 伊 原

太

総社市宿字仮屋一三〇一番一、一三〇一開発区域又は工区に含まれる地域の名称 一三〇一番二、一三〇一番一六

総社市岡谷二四一番地二フォルトゥー許可を受けた者の住所及び氏名

恩地奈津美

許可年月日及び許可番号

令和五年十一月二十二日岡山県指令建指第二六四号